

使用条件

次の諸条件を承認していただいた方に小田原スポーツ会館の施設を使用していただけます。

- 1 次の事項に該当する場合は、自主的に使用を見合わせる。
 - (1) 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛等の症状がある場合）
 - (2) 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - (3) 過去14日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への渡航または当該在住者との濃厚接触がある
- 2 受付・着替え等の「運動・スポーツ活動」を行っていない間は、可能な限りマスクを着用する等、飛沫飛散防止対策ができること。
- 3 使用前または、使用中においてこまめな手洗いやアルコール等による手指消毒を行うこと。
※ 手洗いの後は手をよくタオル及びアルコール等については使用者で用意すること。
- 4 施設使用後に清掃及び消毒作業を必ず行うこと。
消毒に必要な用品等（ゴム手袋、消毒液、ふきん等）は使用者が用意する。消毒に使用した用品等は各自で持ち帰り処分すること。
※消毒方法は、原則、スプレーボトル等による消毒液の散布を実施すること。また、必要に応じて消毒液を湿らせた布巾で拭くなど、可能な限り、入念な消毒をすること。
- 5 ごみは持ち帰ること。（鼻水、唾液などがついたごみについては、袋などに密閉する。）
- 6 密集を避けるため集合時間等について工夫を心がけること。
- 7 回し飲み等、飲食物の共有はしないこと。
- 8 可能な限り、他の使用者、施設管理者等スタッフ等との距離（できるだけ2m以上）を確保すること。（障害者の誘導や介助を行う場合を除く。）
- 9 可能な限り、人と人が対面となる配置を避け、相互の距離が十分に確保できる配置となるようレイアウト等を工夫すること
- 10 大きな声で会話、応援等をしない。
- 11 窓の開閉を行い1時間に1回以上、5分から10分以上の、換気を行うこと。
- 12 利用前後のミーティング等においても、「3密（密接・密室・密閉）」を避けること。
- 13 次の定員数を遵守すること。

(1) 体育室（全面）	100人
(2) 体育室（半面）	50人
(3) 柔道場	40人
(4) ミーティング室	10人
(5) トレーニング室	4人

※内容等により必要な距離が保てないと判断されたときは、人数を減らす等して定員数を調整すること。
- 14 団体で施設を使用する場合、責任者は、すべての参加者の名前と連絡先を把握しており、小田原スポーツ会館からの問い合わせがあった場合にリストを提出することができること。
リストについては、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供される場合があることについて該当者に事前周知すること。個人情報の取り扱いについては責任者の責任において適切に取り扱うこと。
- 15 利用者は新型コロナウイルス感染者を発症した場合は、速やかに小田原保険事務所（0465-32-8000）及び小田原市健康づくり課（0465-47-4724）に連絡すること。
- 16 新型コロナウイルス感染防止のため、小田原スポーツ会館が決定した措置を遵守し、小田原スポーツ会館の指示に従うこと。
- 17 以上の条件が守れていない等の理由で、小田原スポーツ会館が施設の利用を停止する判断をした場合は、その指示に従うこと。